

東京都

「金融系外国企業・人材に対する一時的オフィス提供事業」

に関する「認定オフィス事業者」募集要項

## 第1 事業目的

東京都（以下「都」という。）では、平成29年11月に『国際金融都市・東京』構想～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～」を策定し、世界に冠たる国際金融都市・東京の実現に向けて、金融系外国企業の誘致促進に向けた施策を推進しているところである。

現在、国際情勢は香港の動乱、ブレグジット、新型コロナウイルス感染症等の影響により、大きな変動の中にあり、金融系外国企業においてもビジネス展開を再考する局面にある。都としても、この機を捉え、時機を逸さず企業を誘致していくことが重要である。

本事業は、このような情勢下、アジアを中心とした外国・地域において、新たに東京での拠点設立を検討している金融系外国企業に対し、東京進出に向けた事前調査（リサーチ）等のための一時滞在を支援することで、東京への進出を後押しすることを目的とするものである。

上記を踏まえ、金融系外国企業が本事業を利用して入居するオフィス等を提供するオフィス事業者（以下「認定オフィス事業者」という。）を募集する。

## 第2 実施手法

都及び認定オフィス事業者間で事業協定を締結する。

## 第3 協定期間

協定締結日から令和3年3月31日まで

※協定は、年度ごとに更新する。更新にあたっては、別途協議の上、決定する。

## 第4 定義

- (1) 金融系外国企業  
外国法に基づき設立された資産運用業者及びFintech企業
- (2) 金融系外国企業・人材  
金融系外国企業及びそれに雇用されている又は業務委託を受けている個人
- (3) 資産運用業者  
資産運用業、投資助言・代理業、情報収集業務その他資産運用に関連する業務を行う事業者
- (4) Fintech企業  
IT技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者
- (5) 拠点設立  
金融系外国企業が行う日本法人の設立又は支店の設置
- (6) オフィス等  
通常のオフィスのほか、個室型シェアオフィス、コワーキングスペース等、1～3名程度の少人数で執務が可能なスペース

(7) 賃料等

賃料、施設利用料、共益費、サービス料その他の執務スペースの利用に係る対価として甲が認めたもの

(8) 初期費用

入会金、セキュリティカード代、原状回復費その他の入居にあたり支払う必要があり、かつ金融系外国企業・人材に返還されない費用として甲が認めたもの

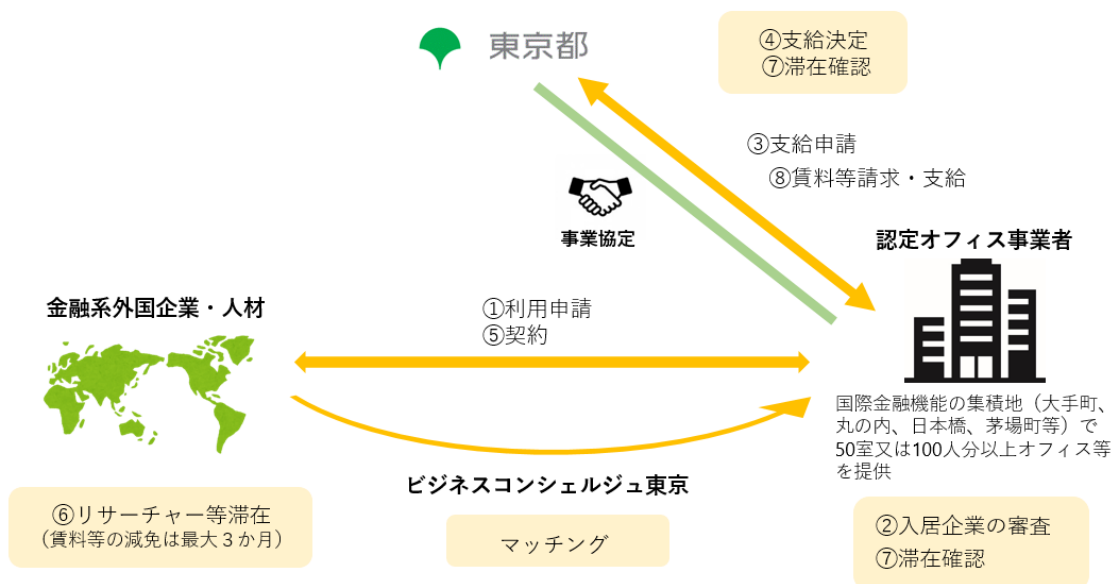
第5 事業の概要

1 概要

本事業は、金融業が集積する都内のビジネス地区における、金融系外国企業・人材のオフィス等の利用に係る負担を軽減するため、予算の範囲内において都が適当と認める範囲内で、認定オフィス事業者が金融系外国企業・人材から徴収する賃料等及び初期費用を減免する代わりに、都が当該減免額相当額を認定オフィス事業者に支給するものである。

なお、認定オフィス事業者への支給額は、賃料等については1契約あたり最大月額300,000円（消費税相当額込）、最大3か月分までとする。また、初期費用については入居期間に関わらず実費分につき1契約あたり最大200,000円（消費税相当額込）とする。

2 事務内容



- ① 金融系外国企業・人材が、認定オフィス事業者へ利用申請書及び各種証明の写し等を提出する。認定オフィス事業者は、ビジネスコンシェルジュ東京（以下「BDCT」という。）によるマッチング経由で利用申請を行った金融系外国企業・人材に対しても、BDCTと連携

しつつ、適切に対応する。

- ② 認定オフィス事業者は、通常実施している審査手続を適切に実施するとともに、提出された書類に不備等がないか確認する。
- ③ 認定オフィス事業者は、②で確認した書類や契約書案等を添付し、支給申請を都に行う。
- ④ 都は、送付された書類を事前に確認し、内容が適正であると認めた場合、支給決定を行い、認定オフィス事業者に通知する。
- ⑤ 認定オフィス事業者は、金融系外国企業・人材とオフィス等の利用に係る契約を締結する。
- ⑥ 契約期間内、金融系外国企業・人材はオフィス等を利用する。
- ⑦ 都及び認定オフィス事業者は、金融系外国企業・人材が適正にオフィス等を利用しているか確認し、必要に応じて指導を行う。
- ⑧ 認定オフィス事業者は、適正に賃料等の減免期間が満了した後、四半期ごとに実績報告を行い、賃料等及び初期費用に係る減免額相当額を都に請求する。都は、請求について審査を行い、適正と認めるものについて、請求に基づき支払う。

### 3 事業規模

本事業の支給額の上限は、賃料等に係る減免額相当額については、45,000,000円（消費税相当額込）、初期費用に係る減免額相当額については、10,000,000円（消費税相当額込）とする。

## 第6 応募者の要件

認定オフィス事業者として応募できる者は、以下に掲げる1から10の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国内に法人の設立又は支店の設置の登記を行っていること。
- (2) 大手町、丸の内、日本橋、茅場町等の国際金融機能の集積地域（別紙参照）においてオフィス等を50室又は100人以上提供していること（複数のビルでの合計で可）。
- (3) 入居者に対して英語での対応が可能なこと。
- (4) 金融系外国企業・人材にオフィス等を提供した実績があること。
- (5) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- (6) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

- (7) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- (8) 行政処分による業務停止命令の期間中でないこと。行政処分により業務改善命令を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない会社でないこと。
- (9) 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと。
- (10) その他、認定オフィス事業者として選定するにあたり不適切とみなす事項がないこと。

## 第7 応募手続

### 1 応募書類の提出

募集期間内に、下記提出先までメールで提出すること。

#### 【提出先】

東京都戦略政策情報推進本部 戦略事業部 特区・戦略事業推進課

「一時的オフィス提供事業」担当宛て

メールアドレス：S1080102 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの表記を変更しているため、(at)を@に置き換えて送信すること。

※1通につき10MBの容量制限があるため、留意すること。

※担当から受領の旨返信があったことをもって応募完了とする。

### 2 募集期間

令和2年10月16日（金曜日）から令和2年10月30日（金曜日）午後3時までとする。

### 3 提出書類

企画書（様式1を表紙に使用すること）

### 4 企画書記載事項

第6（2）に定める「大手町、丸の内、日本橋、茅場町等の国際金融機能の集積地域」に所在しており、本事業にて提供を予定している主要なオフィス等について記載すること。

なお、A列4版1枚で要点を簡潔にまとめ、補足説明用として付属資料（10枚以内）を添付すること。

#### （1）所在地

住所及び最寄駅からのアクセス等を示すこと。

(2) 利用可能時間

(3) フロア概要

フロア全体の概要がわかる図または画像を示すこと。

(4) 執務スペースの定員、面積等

執務スペースの定員及び面積、個室を有する場合は室数及び定員等がわかるよう示すこと。

(5) 利用プラン、料金等

本事業での提供が想定される利用プラン及び料金等について記載すること。

(6) セキュリティ

出入口の施錠等、セキュリティ管理の状況について記載すること。

(7) その他付随するサービス

什器類、インターネット回線、電話機、コピー機、会議室、コンシェルジュサービス、企業間コミュニティ形成に資するイベント、ラウンジ等、利用企業の利便性・快適性を高める設備やサービスについて記載すること。また、必要に応じて画像を添付すること。

(8) 金融系外国企業及びその日本法人、支店等にオフィス等を提供した実績

## 第8 選定方法

### 1 選定委員会

(1) 東京都戦略政策情報推進本部内に選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会は応募者から提出された応募書類により、認定オフィス事業者の選定を行う。

(3) 選定委員会は、応募状況に応じて開催する。

### 2 注意事項

(1) 都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。

(2) 都が認定オフィス事業者と認定することが困難と判断する課題が見受けられる場合（応募者として（1）の速やかな対応が困難な場合を含む）には、選定委員会での選定は行わない。

(3) 選定結果に関する問合せ（選定されなかった理由等）には一切応じない。

(4) 選定結果については、選定の可否を書面で通知する。

(5) 都は、自らの裁量において予告なく本要項に定める手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、都は、本要項に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないも

のとする。

## 第9 評価基準

### (1) 実績

金融系外国企業・人材に対してオフィス等を提供した実績。

### (2) 設備・機能性

執務に必要な機能・機器等の設備を備えているか、セキュリティに配慮しているか、等。

### (3) 立地・アクセス

利便性の高い立地であるか。

### (4) 収容定員

執務スペースの定員や個室の室数等が、本事業の運営に適したものか。

### (5) サービス・デザイン

金融系外国企業・人材を誘引する先進的デザインやサービスを提供しているか。

## 第10 今後の流れ（予定）

11月上旬 認定オフィス事業者決定

11月中旬 協定締結、事業開始

## 第11 都との連携

認定オフィス事業者は、都が実施する他の金融系外国誘致施策との連携に努めること。また、金融系外国企業と認定オフィス事業者のマッチングを行うBDC Tに対して、都の指示に従い、必要な情報を提供すること。

## 第12 立入検査と是正措置

### 1 立入検査

都は、東京都職員をして、本事業の施行に必要な限度において、オフィス等に立ち入らせ、認定オフィス事業者又は金融系外国企業・人材に対して、オフィス等の利用状況に関する調査又は質問を行わせることができる。

### 2 是正のための措置

都は、認定オフィス事業者又は金融系外国企業・人材に対して、本事業の趣旨に適合したオフィス等の利用をさせるための処置を取るべきことを命じることができる。

### 3 支給決定の取消し

都は、認定オフィス事業者が次のいずれかに該当した場合には、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は支給すべき金額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により交付の決定を受けたとき
- (2) 暴力団員等であると判明したとき
- (3) 法令または協定に違反したとき

#### 4 認定オフィス事業者の認定の取消し

- (1) 都は、認定オフィス事業者が本事業の実施期間中に「第6 応募者の要件」を満たさないことが認められた場合は、認定オフィス事業者の認定を取り消すことができる。
- (2) 認定オフィス事業者は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、認定オフィス事業者としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに都と協議すること。



(別紙)

【対象となるオフィス等のエリア】

アジアヘッドクォーター（AHQ）特区エリアのうち、東京都心地域  
＝国際金融機能の集積地域（大手町、丸の内、日本橋、茅場町等）

○参考:東京都HP「アジアヘッドクォーター特区」

<https://www.investtokyo.metro.tokyo.lg.jp/jp/about/ahq/>



(様式1)

令和 年 月 日

金融系外国企業・人材に対する一時的オフィス提供事業に係る企画書

東京都戦略政策情報推進本部長

寺 崎 久 明 殿

(申込者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

東京都戦略政策情報推進本部が実施する金融系外国企業・人材に対する一時的オフィス提供事業に係る認定オフィス事業者の募集について、募集要項に記載された応募条件を承知の上、次のとおり提案します。

なお、この企画書の記述事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(担当者) 所在地

部課名

氏 名

電 話